

令和8年第2回定例会 議案関係資料（各部個別説明案件）

資料4

（当初発送議案）

		ページ
1	物価高騰対策市緊急支援事業（高齢者支援）に伴う補正予算について 【第49号議案関係】	2
2	箕面市税条例の改正について 【第47号議案関係】	3
3	書かない窓口システムの整備に伴う補正予算について 【第49号議案関係】	4
4	オレンジゆずるタクシーの車両更新に伴う補正予算について 【第49号議案関係】	6
5	指定管理者の指定について 【第45・49号議案関係】	7
6	物価高騰対応市緊急支援事業（介護施設等支援）に伴う補正予算について 【第49号議案関係】	8
7	まちづくり支援に伴う補正予算について 【第49号議案関係】	10
8	（仮称）箕面西拠点の整備に伴う補正予算について 【第49号議案関係】	11
9	部活動地域展開事業費増額に伴う補正予算について 【第49号議案関係】	12
10	物価高騰対応市緊急支援事業（幼児教育・保育施設支援）に伴う補正予算について 【第49号議案関係】	14

物価高騰対策市緊急支援事業（高齢者支援） に伴う補正予算について

総務部 総務課

- ◆ 国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰の影響を受けやすい高齢者が属する世帯を対象に、65歳以上の住民1人当たり5千円を給付します。
- ◆ 支給対象世帯には、市から事前通知書又は確認書を世帯単位で順次発送し、支給手続きを進めます。

1 補正予算概要

物価高騰対応市緊急支援事業(高齢者支援)

【歳出】 交付金ほか 227,945 千円

【歳入】 国交付金(地方創生臨時交付金) 227,945 千円(10/10補助)

2 給付金の概要

- ・ 高齢者の多くは、公的年金を主な収入として生活しており、家計に占める食料品や光熱水費の割合が大きく、物価高騰の影響を受けやすい傾向にあることから、高齢者が属する世帯を対象に、高齢者1人当たり5千円を給付します。

対象者	令和8年6月1日時点において、本市に住民登録がある65歳以上の住民 【参考】令和8年4月末時点の65歳以上人口：35,974人(約25,000世帯)
支給手続	受給者(世帯主)あてに、事前通知書又は確認書を送付
	① 直近の「食料品価格高騰対策給付金」の給付実績がある世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市から事前通知書を送付し(令和8年8月上旬予定)、受給の辞退等を確認 ・ 辞退等の届出がない世帯に対し、世帯単位で合算した給付額を、給付実績がある口座へ振り込みます。
	② 上記①以外の世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市から確認書を送付(令和8年8月下旬から順次発送予定) ・ 返送された確認書(オンライン申請可)に記載された指定口座へ、世帯単位で合算した給付額を振り込みます。
給付額	65歳以上の高齢者1人当たり5千円(世帯単位でまとめて給付)
支給日	① 8月下旬に振込(予定) ② 9月以降に順次振込(予定)

3 周知方法

市広報紙・市HPによる周知、市から対象世帯あてに事前通知書又は確認書を送付。

箕面市税条例の改正について

総務部 税務課

- ◆ 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、箕面市税条例について、次に掲げるほか、所要の改正を行います。
- ◆ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用期限を延長します。
- ◆ わがまち特例により固定資産税について、バリアフリー改修を行った特別特定建築物の減額割合を設定するとともに、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置割合を見直します。

1 条例改正の主な概要

(1)住宅ローン控除の適用期限の延長〔個人市民税〕

所得税から控除しきれない住宅ローン控除額について、個人市民税から控除できる適用期限を令和25年度(令和12年入居分)まで延長します。

(2)バリアフリー改修を行った特別特定建築物に係る減額割合の設定〔固定資産税〕

特別特定建築物[※]に該当する家屋のうち、一定の基準に適合するバリアフリー工事が行われたものの固定資産税額を1/2の割合で減額します。

※特別特定建築物…不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物(スーパー、病院、老人ホームなど)

(3)再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の見直し〔固定資産税〕

再生可能エネルギー発電設備のうち一定の太陽光発電設備について、固定資産税の課税標準の軽減割合を拡大します。

【特例措置割合】

現 行	改 正 後
・出力 1,000kw未満 5/6	・ペロブスカイト太陽電池 1/3
・出力 1,000kw以上 11/12	
・令和6年4月～令和8年3月に取得	・令和8年4月～令和11年3月に取得

2 施行日

(1)令和9年1月1日 (2)、(3)公布の日

書かない窓口システム整備に伴う補正予算について

市民部 戸籍住民異動室

市民の利便性の向上と業務の効率化を両立させ、質の高い持続可能な市役所サービスを確保するためのフロントヤード改革として、「書かない窓口システム」を導入し、府内でもハイレベルの「書かない、待たない、迷わない」窓口を実現します。

1 補正予算概要

【債務負担行為】

フロントヤード改革事業(書かない窓口システム整備) 78,617 千円(構築・保守合計)

※うち 構築(契約日～令和9年5月):48,363,700 円

保守(令和9年6月～令和12年12月の43ヶ月):30,253,080 円

【歳入(予定)】

デジタル活用推進事業債 43,500 千円

(充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率50%)

2 システムの機能概要

(1)「書かない窓口」機能

住民情報システムとデータ連携し、手続き対象者の情報を申請書に自動印字することで、市民の申請書への手書きを削減します。

(2)「待たない窓口」機能

住民異動届(転入・転居・転出)の内容をデータ化し、システム間で連携することで、不要な工程や書類を省き、住民異動届にかかる待ち時間を削減します。

(3)「迷わない窓口」機能

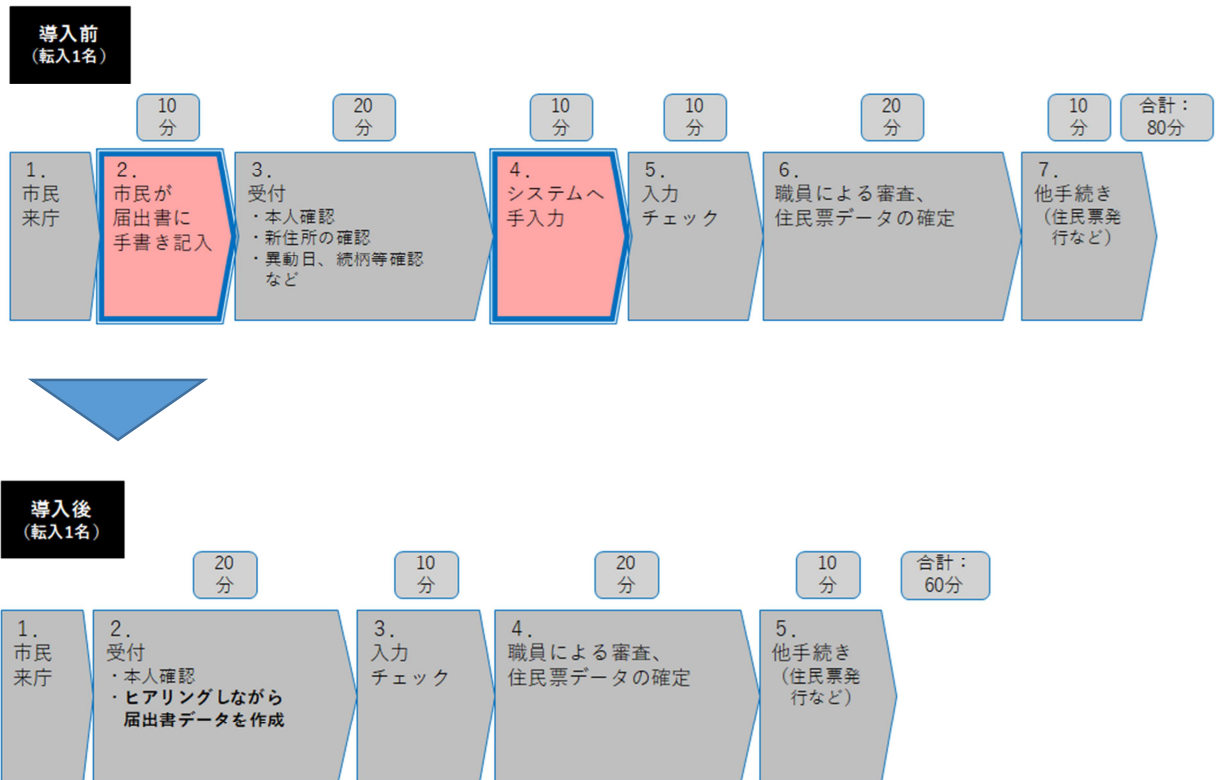
住民異動届に関連する手続きのワンストップ受付において、システムの判定により、来庁者に必要な手続きを漏れなく案内します。

3 システム導入効果(見込み)

(1)「氏名・住所・生年月日・性別」などをシステムから帳票に自動印字することにより、申請書手書きに要する時間を削減

・年間受付総件数約116,000件のうち約80%、約90,000件を対象

- ・1件あたり約3分(年間約4,500時間)
- (2)転入・転居・転出の手続きについて、来庁から手続き完了までに要する時間を削減
 - ・年間受付件数約9,800件
 - ・1件あたり最大約20分(年間約3,200時間)



(3)財政効果

- ・住民異動ワンストップ窓口業務にかかる職員の時間外勤務手当を最大で年間約 3,970千円削減見込み

4 今後のスケジュール

- ①令和8年8月～令和9年5月末 システム構築
- ②令和9年6月 システム稼働

オレンジゆずるタクシーの車両更新に伴う補正予算について

福祉部 地域福祉課

- ◆ 福祉輸送利用促進モデル事業として運行している「オレンジゆずるタクシー」について、平成27年1月の運行開始当初から利用している車両が老朽化し、故障が頻発していることもあるため、低燃費車両へ更新します。
- ◆ 車両更新にあたっては、物価高騰重点支援地方創生臨時交付金を活用します。
- ◆ 車両の調達については、シルバー人材センターにおいて入札を実施し、市は購入に必要な経費に対して補助金を交付します。

1 補正予算概要

福祉輸送利用促進モデル事業

【歳出】	補助金(シルバー人材センター補助金)	60,803 千円
【歳入】	国交付金(地方創生臨時交付金)	60,803 千円(10/10補助)

2 車両更新内容

	現行	更新内容
車両の台数	11台	9台
車両の種類	ミニバン(ガソリン車)	ミニバン(ハイブリッド車)
燃費	約10km/L	約20km/Lの見込み

3 今後のスケジュール

令和8年 7月頃	シルバー人材センターにて車両の入札
12月～3月	車両を順次更新

指定管理者の指定について

福祉部 障害福祉課

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆりの指定管理者を提案します。

1 箕面市立あかつき園・箕面市立ワークセンターささゆり【継続】

期間	令和10年4月1日～令和20年3月31日(10年間)	
候補者	社会福祉法人あかつき福祉会	
管理料	定員区分(生活介護)	年額
	51人～60人	73,819,000 円
	61人～70人	89,397,000 円
	71人～80人	100,246,000 円
	81人～90人	111,746,000 円
	91人～100人	122,392,000 円
	<p>指定管理料は、3年毎に、国の報酬改定、賃金構造基本調査、障害福祉サービス等経営実態調査に加えて前3年間の収支状況等を勘案し、必要に応じて見直します。</p>	
選定方法	公募(応募者数:1者) (箕面市立障害者自立支援センター条例第4条第1項)	
選定理由	市立あかつき園及び市立ワークセンターささゆりの指定管理者として、重度障害者通所施設の運営能力を有しており、重度障害者の積極的な受入及び支援体制の確保について利用者等から高い評価を受けており、本施設の設置目的を効果的に達成できると判断したため。	

物価高騰対応市緊急支援事業（介護施設等支援） に伴う補正予算について

福祉部 高齢福祉課・障害福祉課／子ども未来部 子どもすこやか課

電気・ガス料金高騰の影響が残る中、物価高騰分をサービス価格に転嫁することが困難な介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に対し、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、支援金を交付します。

1 補正予算概要

物価高騰対応市緊急支援事業(高齢福祉)ほか2事業

【歳出】 物価高騰対応支援金ほか 44,328 千円
 【歳入】 国交付金(地方創生臨時交付金) 44,328 千円(10/10補助)

(千円)

所管	対象施設	支援金	事務費	合計
高齢福祉課	介護サービス事業所等	32,169	1,084	33,253
障害福祉課	障害福祉サービス事業所等	8,308	531	8,839
子どもすこやか課	障害児通所支援事業所等	2,226	10	2,236
合計		42,703	1,625	44,328

2 支援の考え方

- ・市内の介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等の安定的な事業継続を支援するため、令和8年4月1日時点における利用定員数(訪問・居宅介護支援サービス等においては1施設あたり)に応じた支援金を交付します。
- ・支援対象期間は、国支援対象期間(6か月間)を除く6か月間(令和7年4～6月、10～12月分)とします。
- ・大阪府支援の対象外となる施設等(市指定管理施設である介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所を含む)については、府支援分に相当する支援額を加算します。

3 支援単価(6か月分)

・入所・居住・短期入所サービス	定員1名あたり	11,400 円
・通所サービス	定員1名あたり	4,200 円
・訪問・居宅介護支援サービス等	施設1所あたり	29,400 円

【加算分】（大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業(第5弾)相当額)

・入所・居住・短期入所サービス	定員1名あたり	8,400 円
・通所サービス	定員1名あたり	2,700 円
・訪問・居宅介護支援サービス等	施設1所あたり	22,000 円

4 交付金の申請・支給方法等

- ・対象事業所等へ市ホームページ等により周知、交付申請受付(8月以降)
- ・申請に基づき交付決定後、指定口座に交付金を振り込み

まちづくり支援に伴う補正予算について

都市計画部 まちづくり政策課

- ◆ 市では、まちづくり推進条例第33条に基づき、地区が抱える課題を解決するため、まちづくりの推進に関して自主的な活動を行う団体に対し、まちづくりに関する情報の提供、技術的な支援等を行っています。
- ◆ 令和8年4月16日付けで、新稲地域で活動する“新稲地域の農地の有効利用を考える会(以下「有考会」という。)”から、財政的支援に関する要望があったことに伴い、アドバイザーの派遣や会の運営を支援する予算を計上するものです。

1 補正予算概要

まちづくり支援事業

- ① 報償費 28 千円 (アドバイザー謝礼)
- ② 補助金 300 千円 (まちづくり活動補助金)

2 事業の概要

(1)これまでの経過

農業従事者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地や資材置き場の増加など、新稲地域が抱える課題を解決するため、有考会において緑農地としてのポテンシャルを活かしたまちづくりができないか検討されてきており、市はこれまで、そのまちづくりの実現に向け、制度に関する勉強会の開催や視察への同行など、人的な支援を続けてきました。

(2)今後について

現在、有考会では、地権者の土地利用に対する意向を ①住宅地として活用、②農地として継続、③まちづくりは不要 の3つに分類するため、調査を実施しています。今後、調査結果に基づき、まちづくりを考える区域を決定した上で、地権者の総意等を得ながらまちづくりプランの策定、実現手法等の検討が順次進められていく見込みです。

市では今後、これまでの人的な支援に加えて、既存の制度を活用した財政的な支援を行っていきます。

(参考) 過去のまちづくり支援事業の実績 H19～H23 報償費 4件、補助金 1件

(仮称)箕面西拠点の整備に伴う補正予算について

消防本部 消防総務課

- ◆ 「箕面市・豊能町の今後の消防需要に基づく消防力保全計画」(以下「保全計画」という。)に基づき、(仮称)箕面西拠点の整備に着手します。
- ◆ 出動の迅速化も含めた、消防活動を支える施設の各種機能強化を図ります。
- ◆ 財源は「緊急防災・減災事業債」(以下「緊防債」という。)を活用します。

1 補正予算概要

消防拠点整備事業

【歳出】設計委託料 58,809 千円 (基本設計・実施設計・解体設計)

【歳入】市債 58,800 千円(充当率100%、交付税措置率70%)

2 補正予算とした理由

- ・保全計画に基づくこれまでの拠点整備は、豊能町消防事務を受託した平成28年度から10年間に限り活用可能な緊防債を財源として進めてきました。
- ・(仮称)箕面西拠点は、同事業債終了後の令和8年度以降に整備する計画としていましたが、当該事業債の延長が令和8年3月に確定し、本市の広域化推進に伴う適債期限も2年間延長されたことから活用可能となり、適債期限となる令和9年度末までの竣工をめざし、補正予算を提案するものです。

3 整備概要

- ・現西分署の敷地内で、消防・救急兼務隊1隊を配置する建替えを行います。
- ・新拠点は、出動の迅速化や感染対策を強化した施設にするとともに、女性職員が勤務可能な施設とする等、消防拠点としての各種機能を強化し、市民の安全・安心な環境整備を図ります。
- ・萱野分署に訓練施設を整備したことから訓練棟の再整備は行わず、また工事期間中も現西分署において消防業務を継続します。

4 今後の予定

令和8年度	令和9年度	令和10年度
<ul style="list-style-type: none"> ・設計委託(基本、実施、解体) ・解体工事 その1 (訓練棟及び庁舎棟の一部) ・監理業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事 ・解体工事 その2 (庁舎棟の残存部分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・開署

※解体工事・監理業務委託はR8年第3回定例会で補正予算を、建築工事はR9年第1回定例会で当初予算を提案する予定です。

部活動地域展開事業費増額に伴う補正予算について

学校教育部 児童生徒指導課

◆本市では、部活動終了後の中学生の多様な活動機会を確保するため、令和8年度から「みのお地域クラブ活動」を本格的に開始しました。また併せて、「みのお地域クラブ創設支援補助金」制度を設け、クラブの創設を支援しています。

◆令和7年度末に行ったみのお地域クラブの一次募集では、想定よりも多くのクラブの参入があったことから、同補助金を交付するために必要な額を補正予算として計上します。

1 補正予算概要

部活動地域展開事業

【歳出】 みのお地域クラブ創設支援補助金

〈補正前〉 42,020 千円

〈補正後〉 66,183 千円

補正額 24,163 千円

2 補助事業の内容

補助対象者	みのお地域クラブとしての認定を受けたクラブ
補助額	指導者謝金等、クラブ運営に必要な経費の一部(上限額あり)
補助上限額	活動回数により変動(204 千円～558 千円/半年)
補助対象期間	半年間、箕面市立中学生が5人以上在籍する場合は半年延長

3 補正予算の内訳

- | | |
|---------------------------|-----------|
| ①既に参入しているクラブへの交付見込み額(不足分) | 3,532 千円 |
| ②今後新規参入が想定されるクラブ分(30団体) | 20,631 千円 |

4 補正予算案を提案する理由

- ・ 一次募集において、想定していたよりも多くの団体がみのお地域クラブとして参入したため。また、今後の募集においても参入が見込まれるため。
- ・ 既に参入している団体について、週3回以上の活動を予定しているクラブが多いことから、各クラブに交付する補助見込額について当初の想定を上回ったため。

5 みのお地域クラブの認定状況

- 現状

エリア	団体数	種目数	種目名	定員数
西部	26	19	陸上、サッカー、バドミントン、バレー(男女)、男子バレー、硬式テニス、バスケ、ソフトテニス、女子ソフトボール、ハンドボール、タッチフット、空手、合気道、吹奏楽、ダンス、石磨き、プログラミング、琴、演劇	1,428
東部	37	24	陸上、サッカー、軟式野球、バドミントン、女子バレー、硬式テニス、バスケ、ソフトテニス、ラグビー、マルチスポーツ、空手、吹奏楽、ダンス、チャリディング、科学、お菓子作り、料理、着付け、健康麻雀、書道、石磨き、ハーブ、ラジオ、ボーイスカウト	1,790
北部	8	7	サッカー、フットサル、バレー(男女)、硬式テニス、バスケ、卓球、空手	250

※ 同じ種目でも、競技特性上、募集対象の性別が異なる活動(例えば「男子バレー」と「女子バレー」など)については、部活動と同様に、別種目としてカウントしています。

※ 1つの団体が複数の拠点で活動している場合、メインの活動拠点で団体数をカウントしています。

- 箕面市の目標値との比較

エリア	目標値		現状		目標値との比較	
	種目数	定員数	種目数	定員数	種目数	定員数
西部	16	1,700	19	1,428	3	▲ 272
東部	16	1,280	24	1,790	8	510
北部	10	310	7	250	▲ 3	▲ 60

※ 負の数値で示されている箇所が、目標値に到達していないこと(目標値から不足している数値)を示しています。

※ 上記目標値は、令和7年時点の部活動数や部活動に参加している人数を参考に、「各エリアごとに部活動と同程度の種目数・定員数を確保する」という考え方のもと設定したもので、令和7年秋に開催した市民説明会で市民に説明したものです。

物価高騰対応市緊急支援事業（幼児教育・保育施設支援）に伴う補正予算について

子ども未来部 保育幼稚園利用課

- ◆ 光熱水費や米の価格高騰による負担を軽減するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰分を利用料金などのサービス価格に転嫁することが困難な幼児教育・保育施設に対して支援金を交付します。
- ◆ 支援金の対象施設は、市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園（いずれも公立を除く。）です。

1 補正予算概要

物価高騰対応市緊急支援事業（民間保育施設支援）

【歳出】 物価高騰対応支援金	38,998 千円
【歳入】 国交付金（地方創生臨時交付金）	38,998 千円（10／10補助）

2 「物価高騰対応支援金」の概要

(1) 光熱水費に対する支援

市内の民間幼児教育・保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園）に対する光熱水費への支援を目的として、令和8年5月1日時点における在籍児童数1人あたり月額 840 円の12ヶ月分を基準額として交付します。

併せて、「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金（※）」の対象とならない2施設については、当該一時支援金に相当する額を上乗せして交付します。

【基準額】 $840 \text{ 円} \times 3,415 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = 34,423,200 \text{ 円}$

【上乗せ】 $1,125 \text{ 円} \times 370 \text{ 人} = 416,250 \text{ 円}$

計 34,839,450 円

※大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時金

大阪府は、府内の社会福祉施設等（保護施設、児童福祉施設等、障がい児者施設、介護施設等。公立施設を除く。）に対して安定的な事業継続を支援するため、令和8年1月1日を基準日として施設等の認可定員×1,500 円を一時金として交付します。

（上乗せ分は令和8年4月～12月の9ヶ月分として 1,125 円で計上）

(2) 主食費に対する支援

市内の3～5歳が在籍する民間保育所に対する主食費への支援を目的として、令和8年5月1日時点における在籍児童数1人あたり月額 330 円の12ヶ月分を基準額として交付します。

【基準額】 $330 \text{ 円} \times 1,050 \text{ 人} \times 12 \text{ ヶ月} = 4,158,000 \text{ 円}$

計 4,158,000 円